

大阪市交通局長 新谷 和英 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 松本 和彦

大阪市個人情報保護条例第 47 条に基づく保有個人情報の
取扱いの是正に関する再調査申出について（答申）

平成 23 年 6 月 23 日付け大交自第 250 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市交通局長（以下「実施機関」という。）が、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 46 条に基づく是正の申出に対する是正の措置は講じないとする判断は、妥当である。

第 2 保有個人情報の取扱いの是正に関する取扱再調査申出に至る経過

1 是正の申出

申出者は、別表 1 から別表 3 の（あ）欄に記載の各申出日に、条例第 46 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 1 から別表 3 の（う）欄に記載の申出趣旨のもと各是正の申出（以下各々「本件申出 1」、「本件申出 2」及び「本件申出 3」という。また、総称して「本件各申出」という。）を行った。

2 本件各申出に対する通知

実施機関は、本件各申出に係る保有個人情報として、別表 1 から別表 3 の（お）欄に記載の各情報を特定した上で、是正の措置を講じない理由を別表 1 から別表 3 の（か）欄に記載のとおり付して、条例第 46 条第 4 項に基づき、平成 23 年 5 月 16 日付け大交自第 77 号、第 78 号及び第 79 号による取扱是正申出に係る処理内容通知書（以下各々「本件通知 1」、「本件通知 2」及び「本件通知 3」という。また、総称して「本件各通知」という。）により是正の措置を講じない旨の通知を行った。

3 取扱再調査申出

申出者は、平成 23 年 5 月 18 日に、本件各通知を不服として、実施機関に対して、条例第 47 条第 1 項に基づく再調査の申出を行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 実施機関の判断内容

実施機関は、平成 23 年 1 月 14 日、同月 17 日及び同月 21 日付け保有個人情報の取扱是正申出並びに同年 5 月 18 日付け取扱再調査申出を受け、必要な調査を行い、是正の是非について検討した結果、是正の措置を講じないと判断した。

2 是正措置を講じないと判断した理由

(1) 本件申出 1 に係る個人情報

本人から聴き取りを中心に収集している。

損害保険料率算出機構への回答書の提出は、法令に基づき行っている。

(2) 本件申出 2 に係る個人情報

事務の目的を明示した上で必要な情報を本人から収集し、適正に管理している。

(3) 本件申出 3 に係る個人情報

事務の目的を明示した上本人から収集し、「実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）の第 3 に定める個人情報保護管理体制において、適正に管理している。

第 4 申出者の主張

申出者の主張は、おおむね次のとおりである。

1 取扱再調査申出の趣旨

是正の申出に対する処理の内容（是正の措置を講じないとする実施機関の判断）に納得できないため

2 取扱再調査申出の理由

(1) 本件申出 1 に係る個人情報について

事故当時に利用目的を告げられずに名前や住所等を収集された（第 6 条）。

個人の行動まで書かれているものを第三者に提供している（第 10 条）。

(2) 本件申出 2 に係る個人情報について

本人への説明、同意、目的の明示を受けていない（第 6 条）。

私についての記述（発言内容等）は正確なものでなく、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて保有している（第 13 条）。

(3) 本件申出 3 に係る個人情報について

年齢、職業、電話及び診断書の収集について、本人への説明、同意を得た上で行ったとあるが、私は同意していない（第 6 条）。

私の個人情報を交通局の複数人の間で保有され利用され、交通局は保有個人情報の責任体制を明確にせず行動している（第 13 条）。

第 5 審議会の判断

1 本件申出 1 から 3 までの各申出に係る保有個人情報について

当審議会が、本件申出 1 から 3 までの各申出に係る保有個人情報を見分したところ、次のとおりである。

本件申出 1 に係る保有個人情報は、平成 22 年 9 月 22 日に発生した市バス事故（以下「本件事故」という。）に関する同年 10 月 26 日付けの損害保険料率算出機構（以下「機構」という。）から実施機関への照会に対し、同月 28 日付けで実施機関が作成した回答書に添付された別紙「事故概況と経緯」の「2 経緯」欄に記載された、本件事故における車両の損害状況、ドライブレコーダーの映像内容、申出者への申し入れ内容及び申出者の対応状況（以下「本件情報 1」という。）である。

また、本件申出 2 に係る保有個人情報は、本件事故に係る局内部での報告書に記載された申出者の主張（以下「本件情報 2」という。）であり、本件申出 3 に係る保有

個人情報とは、当該報告書に記載された申出者の年齢、職業及び電話番号、並びに本人の診断書に記載された情報（以下「本件情報 3」という。）である。

2 是正の要否（条例第 46 条第 4 項該当性）について

- (1) 条例第 46 条は、実施機関が条例の規定に違反して自己の保有個人情報を取り扱っている場合には、本人は、実施機関に対してその取扱いの是正を申し出ることができること及びその手続等について定めている。そのうち、第 4 項は、是正の申出に対する実施機関の対応及びその通知方法を定めたものである。

是正の申出ができる場合とは、収集制限に違反した個人情報の収集（第 6 条）、事務の目的の明示を怠った個人情報の収集（第 7 条）、個人情報取扱事務の届出をせずに行った個人情報の取扱い（第 8 条）、電子計算機処理の制限に違反した保有個人情報の処理（第 9 条）、利用及び提供の制限に違反した保有個人情報の利用等（第 10 条）、保有個人情報の提供先に対する措置要求に違反した取扱い（第 11 条）、電子計算機の結合制限に違反した本市以外のものとの電子計算機の結合（第 12 条）、保有個人情報の適正管理に違反した保有個人情報の取扱い（第 13 条）、個人情報を取り扱う事務を処理委託する場合に定められた措置を講じない場合（第 14 条）をいう。

- (2) 実施機関は、本件再調査申出に対し、本件情報 1 については、条例第 6 条第 1 項及び第 3 項ただし書第 1 号に該当していることから不適法な収集には当たらず、第 10 条第 1 項の規定にも違反して利用していないとの理由で、また、本件情報 2 及び本件情報 3 については、条例第 6 条第 3 項の規定に違反して収集しておらず、条例第 13 条の規定に違反して管理していないことを理由に是正の措置は講じないとしている。

本件各申出が認められるためには、本件情報 1 が条例第 6 条第 1 項、第 3 項又は第 10 条第 1 項に、本件情報 2 及び本件情報 3 が条例第 6 条第 3 項又は第 13 条の規定に違反する取扱いを受けていると認められることが必要である。

- (3) 本件情報 1 の収集の適法性（条例第 6 条第 1 項及び第 3 項）及び提供の適法性（第 10 条第 1 項）、並びに本件情報 2 及び本件情報 3 の収集の適法性（条例第 6 条第 3 項）について

申出者は、本件と同一の実施機関に対し、本件情報 1 については平成 22 年 12 月 6 日に、本件情報 2 については同月 14 日に、本件情報 3 については同月 20 日に利用停止請求を行い、実施機関がそれぞれの請求に対し行った平成 23 年 1 月 5 日付け大交自第 681 号、同月 13 日付け大交自第 693 号及び同月 19 日付け大交自第 701 号による利用停止不承認決定を不服として、大阪市長に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条第 1 項第 1 号に基づく審査請求を行っている。

大阪市長から審査請求に関する諮問を受けた当審議会は、平成 23 年 12 月 13 日付けで、本件各情報について、実施機関が条例第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 7 条第 1 項、第 10 条第 1 項に基づき適法に収集又は提供している旨の大個審答申第 48 号（以下「答申第 48 号」という。）を行っている。申出者が是正を求める本件各情報は、答申第 48 号で審議した情報と同一であり、上記各条各項に係る違背の有無については、答申第 48 号の「第 5 審議会の判断」に記載のとおり、適法に収集又は提供されたものと認められる（詳しくは、答申第 48 号を参照されたい。）。

- (4) 本件情報 2 及び本件情報 3 の適正な維持管理（条例第 13 条）について

ア 条例第 13 条第 1 項は、「実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保

有個人情報等を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。」、第2項は、「実施機関は、保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」、第3項は、「実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有すると認められるものについては、この限りでない。」とそれぞれ規定している。

イ 上記第4の2(2)及び(3)に記載のとおり、本件情報2については、申出者についての記述（発言内容等）は正確なものでなく、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて保有しており、本件情報3については、交通局の複数人の間で保有され利用され、交通局は保有個人情報の責任体制を明確にせず行動している旨申出者が主張していることから、以下により、本件情報2及び本件情報3について、条例第13条に違反する取扱いの有無を検討する。

ウ 本件情報2について

(ア) 当該情報は、本件事故に係る局内部での報告書に記載された申出者の主張であるところ、実施機関では事故が発生した際には、その都度当該事故に係る具体的なやりとりや訪問記録を残しており、当審議会が実施機関の保有する本件事故に係る記録を見分したところ、記載された情報に特段不自然ないし不合理な点は見受けられない。

(イ) また、当該情報は、実施機関が平成22年度作成の事故報告書に記載及び添付されたものであるところ、大阪市交通局公文書管理規程（平成13年(交)規程第16号。以下「交通局公文書規程」という。）第32条においては、「総務課長は、事務及び事業の性質及び内容等に応じ、系統的に公文書を分類するために、簿冊の名称及び当該簿冊に編集されることとなる公文書の保存期間を、大阪市総務局行政部文書担当課長と協議の上、定めなければならない。」とされている。

当審議会が事故報告書の保存期間を確認したところ、保存期間は10年（簿冊名称「事故報告書」が該当。）であり、本件事故に係る報告書は平成22年度の簿冊「事故報告書」に編綴されていることが分かった。

上記から、当該情報が記載された事故報告書が編綴された簿冊の保存満了年度は平成32年度であることから、本件申出日時点において実施機関が保有していた当該情報は、交通局公文書規程に基づき保有しており、かつ必要な範囲を超えて保有しているとは認められない。

エ 本件情報3について

実施機関では、条例に定める個人情報の保護に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱いを定めた要綱の「第3 個人情報保護管理体制」の規定に基づき、個人情報保護責任者として課等の長を置くなど保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にしていることが認められる。

オ 上記ウ及びエから、実施機関が条例第13条に違反して本件情報2及び本件情報3を取り扱っているとは認められない。

3 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 3 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 6 月 23 日	諮問
平成 23 年 6 月 30 日	申出者意見陳述
平成 24 年 1 月 19 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 2 月 24 日	審議 (答申案)
平成 24 年 3 月 15 日	審議 (答申案)
平成 24 年 3 月 29 日	答申

別表1 本件申出1に対して、実施機関が行った平成23年5月16日付け大交自第77号による取扱是正申出に係る処理内容通知（本件通知1）について

(あ)	取扱是正申出日	平成23年1月14日
(い)	是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	損害保険料率算出機構大阪第一自賠責損害調査事務所への回答書（平成22年9月22日、大阪市東成区深江南3丁目22番9号先で発生した事故に関する損害調査）における別紙「事故概要と経緯」の一部 (本件申出1)
(う)	是正の申出の趣旨	条例第6条、第10条の規定に違反 私の個人情報の利用停止、回収、提供禁止、回収の措置
(え)	是正の申出の理由	H22.9/22、事故後地下鉄深江橋駅長室内及びJR京橋明生病院内において、事故当時に利用目的をつけられず、名前、住所、年齢、職業、TEL番号を収集されました（第6条） 平成22年10月28日付調査事務所回答の文書は私についてという文章であり、個人を特定したものであり、かつ文書後部について（情報公開請求を行う、調停申立て）は個人の行動まで書かれているもので第三者へ提供しているものの為（第10条）
(お)	是正の申出に係る保有個人情報	損害保険料率算出機構大阪第一自賠責損害調査事務所への回答書（平成22年9月22日、大阪市東成区深江南3丁目22番9号先で発生した事故に関する損害調査）における別紙「事故概要と経緯」の一部【本件情報1】
(か)	是正の申出に対する処理の内容	是正の措置は講じない (理由) 自動車事故による人身損害について、自賠責保険の被害者請求が行われた場合、自動車損害賠償保障法施行令第4条第1項の規定に基づき機構は被保険者（自動車の所有者等）に対し損害調査を行うこととされており、人身損害についての支払金及び示談成立の有無、その他事故状況や事故に関する被保険者の意見などを照会し公正かつ中立的な立場で調査を行っている。 こうしたことから、この調査に対する回答書の作成に当たっては、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第26条の2の規定に基づき記録する事故の概要等詳細な事故状況や、申出者からの情報公開請求により被害者請求に必要な情報を公開していること、申出者が調停を申し立て未だ示談にいたっていないことなどを、本件事故に関する認識とともに記載し提出したものである。 事故の概要を記録することは法令に基づいたものであり、本件に係る個人情報は本人からの聞き取りを中心としてドライブレコーダーの本人の映像などから収集していることから、条例第6条第1項及び第3項ただし書第1号に該当しているため条例に違反しておらず、回答書の提出についても、法令に基づき行っているものであり、条例第10条第1項ただし書第1号に該当していることから条例に違反していない。
(き)	担当	交通局 運輸課
(く)	再調査申出日	平成23年5月18日

別表2 本件申出2に対して、実施機関が行った平成23年5月16日付け大交自第78号による取扱是正申出に係る処理内容通知（本件通知2）について

(あ)	取扱是正申出日	平成23年1月17日
(い)	是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	事故報告書（平成22年9月22日、大阪市東成区深江南3丁目22番9号先で発生分）の追報第1回平成22年9月24日提出分（別紙） （本件申出2）
(う)	是正の申出の趣旨	該㊦についての記述に納得できない為、第13条、第6条の規定に違反していると考え。 利用停止、削除
(え)	是正の申出の理由	別紙（事故報告書内下線部）該㊦（私）についての記述は（発言内容等）正確なものではなく、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて保有している。（第13条） 別紙内容による本人への説明、同意、目的の明示は事故後受けておりません。（第6条）
(お)	是正の申出に係る保有個人情報	事故報告書（平成22年9月22日、大阪市東成区深江南3丁目22番9号先で発生分）における該㊦の発言内容【本件情報2】
(か)	是正の申出に対する処理内容	是正の措置は講じない （理由） 当局では、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、運輸規則第26条の2の規定に基づき、被害者の氏名や事故の概要等を記録する必要があることから、事故報告書を作成しており、その記載内容等は関係法令等に基づいている。 事故報告書の作成にあたっては、当局の職員2名が必要に応じて当事者等に聞き取りを行っており、事故の概要や原因などを把握するため、また、事故に関して連絡を行う場合があることを説明したうえで本人から個人情報を収集している。 このことから、本件に係る個人情報の収集については、目的を明示したうえで必要な情報を口頭により本人から直接行っており、適正に管理している。 以上のことから、条例第6条第3項及び第13条に違反していない。
(き)	担当	交通局 運輸課
(く)	再調査申出日	平成23年5月18日

別表3 本件申出3に対して、実施機関が行った平成23年5月16日付け大交自第79号による取扱是正申出に係る処理内容通知（本件通知3）について

(あ)	取扱是正申出日	平成23年1月21日
(い)	是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	事故報告書（平成22年9月22日、大阪市東成区深江南3丁目22番9号先で発生分）市バス事故の中で（負傷者報告）の中で本人の年齢、職業、電話番号及び診断書（本件申出3）
(う)	是正の申出の趣旨	条例第6条及び第13条の規定に違反していると考え。求める措置の内容は、個人情報の利用停止、削除、第三者への提供の回収、第三者への提供の禁止
(え)	是正の申出の理由	「事故報告書」の作成にあたって、年齢、職業、電話番号及び診断書の収集について、本人の説明、同意を得たうえで行っているとのことですが、同意はしていません（現場（病院内その他交通局内）よりずっと主張しています。）。（第6条） 事故当日及びその後も、本人の同意を得ないまま、かつてに私の個人情報（年齢、職業、電話番号及び診断書）を交通局のいろんな人たち（複数人）（ころころ変わる）の間で保有され、利用された（交通局は第13条の保有個人情報の保護に関する責任体制も明確にせず行動されている為）（第13条）
(お)	是正の申出に係る保有個人情報	事故報告書（平成22年9月22日、大阪市東成区深江南3丁目22番9号先で発生分）における本人の年齢、職業、電話番号及び診断書【本件情報3】
(か)	是正の申出に対する処理内容	是正の措置は講じない （理由） 事業用自動車に係る事故が発生した場合、運輸規則第26条の2の規定に基づき、被害者の氏名や事故の概要等を記録しなければならないとされている。 なお、人身損害が発生した場合には、国土交通省通達「自動車事故報告書の記入等の取扱について」により、損害の程度を医師の診断結果に基づき記入するため、被害者に診断書の提出を依頼している。 また、自賠責保険では普通保険約款第7条第1項の規定により、被保険者（自動車の所有者等）は事故の状況のほか被害者の住所、氏名、年齢及び職業を保険会社に通知することとされている。 以上のことから、当局では事故の状況や被害者の住所、氏名、年齢及び職業などを記載し、また、人身損害があった場合には被害者の診断書を添付したうえで事故報告書を作成している。 事故の報告書の作成は法令に基づいたものであり、本件に係る個人情報は当局の職員2名が必要に応じて当事者等に聞き取りを行い、事故の概要や原因などを把握するため、また、事故に関して連絡を行う場合があることを説明したうえで本人から収集しており、診断書についても負傷の申告があった場合に必要であることを説明し本人から収集している。 また、当局が保有する個人情報については、要綱第3に定める個人情報保護管理体制において、適正に管理している。 以上のことから、条例第6条第3項及び第13条の規定に違反していない。
(き)	担当	交通局 運輸課
(く)	再調査申出日	平成23年5月18日